

令和6年

第7回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨時会 =

令和6年11月22日(金) 1日

宮古島市議会

目 次

◎ 第7回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 11月22日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	11
会期を定めることについて	11
議案審議	11
農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）受益者農家による損害賠償請求事件についての緊急 質問	30

宮古島市告示第180号

令和6年第7回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和6年11月15日

宮古島市長 座喜味 一 幸

- 1 期 日 令和6年11月22日（金）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）
 - （2）専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第5号））
 - （3）教育委員会委員の任命について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第73号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)	市 長	令和6年 11月22日	令和6年 11月22日	原案可決
報告 第14号	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第5号))	”	”	”	承 認
同意案 第22号	教育委員会委員の任命について	”	”	”	同 意
	農業基盤整備促進事業(竹アラ地区)受益者農家による損害賠償請求事件についての緊急質問を許可されたいとの動議	議 員	”	”	可 決

開会日（令和6年11月22日）に応招した議員

久	貝	美奈子	君	下	地	信	広	君
下	地		茜	我	如	古	三	雄
砂	川	和	也	前	里	光	健	〃
狩	俣	勝	成	西	里	芳	明	〃
富	浜	靖	雄	長	崎	富	夫	〃
下	地	信	男	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政	作	上	里		樹	〃
山	下		誠	栗	国	恒	広	〃
池	城		健	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅	司	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉	人	山	里	雅	彦	〃
平	良	和	彦					〃

令和6年

第7回宮古島市議会(臨時会)会議録

令和6年11月22日(金)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和6年第7回宮古島市議会臨時会（11月）議事日程第1号

令和6年11月22日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
〃 第 2 会期を定めることについて
〃 第 3 議案第73号 令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）（市長提出）
〃 第 4 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度宮古島市一般会計補正
予算（第5号））（ 〃 ）
〃 第 5 同意案第22号 教育委員会委員の任命について（ 〃 ）

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
〃 第 2 会期を定めることについて
〃 第 3 議案第73号 令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）（市長提出）
〃 第 4 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度宮古島市一般会計補正
予算（第5号））（ 〃 ）
〃 第 5 同意案第22号 教育委員会委員の任命について（ 〃 ）
追加日程第1 農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）受益者農家による損害賠償請求事件
についての緊急質問

令和6年第7回宮古島市議会臨時会（11月）会期日程計画表

令和6年11月22日（金）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
11月22日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

令和6年第7回宮古島市議会臨時会（11月）会議録

令和6年11月22日（金）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（閉会＝午後3時07分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	欠員	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	総務課長	豊見山徹君
企画政策部長	久貝順一〃	財政課長	国仲英樹〃
総務部長	與那覇勝重〃	教育長	大城裕子〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育部長	砂川勤〃
建設部長	川平陽一〃	選挙管理委員会 委員長	仲間正人〃
環境衛生局長	下地睦子〃	選挙管理委員会 局長	狩俣智紀〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

令和6年第7回宮古島市議会臨時会（11月）諸般の報告書

令和6年11月22日（金）

	<p>令和6年9月定例会で議決した「子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書」、「狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての意見書」及び「同決議」については、9月26日付で関係機関へ送付した。</p>
	<p>宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和6年8月分及び9月分例月出納検査結果報告があった。</p>
<p>10月 8日</p>	<p>沖縄県市町村自治会館で開催された「沖縄県離島振興市町村議会議長会臨時総会」及び「議員・事務局職員研修会」に出席した。</p> <p>同臨時総会では、会務報告の後、役員を選任が行われ、会長に大久健一与那国町議会議長が選任された。</p> <p>また、令和5年度「沖縄県離島振興市町村議会議長会歳入歳出決算」が認定された。</p> <p>同研修会では、鹿児島大学水産学部准教授の鳥居享司氏が「沖縄県における離島漁業の振興について」の講演を行った。</p>
<p>10月 8日～ 11日</p>	<p>総務財政委員会の「令和6年度行政視察」を長崎県長崎市、鹿児島県霧島市で実施した。</p> <p>同行政視察では、①クルーズ旅客のまちなか回遊の取組について、②住みよかプロジェクトについて、③霧島リノベーションまちづくりについて調査を行った。</p>
	<p>経済工務委員会の「令和6年度行政視察」を広島県、広島市、東広島市で実施した。</p> <p>同行政視察では、①ポートパーク広島のマリーナ事業について、②広島市水産振興センターについて、③ひろしま農育プロジェクトの取組について調査を行った。</p>
<p>10月11日</p>	<p>未来創造センターで開催された「第19回宮古島市民総合文化祭」のオープニングセレモニーに出席し、祝辞を述べるとともにテープカットを行った。</p>
<p>10月12日～ 14日</p>	<p>13日、兵庫県尼崎市で開催された「2024年関西宮古ふるさとまつり」に参加した。</p>
<p>10月13日</p>	<p>未来創造センターで開催された「第19回宮古島市民総合文化祭」の表彰式に長崎富夫副議長が出席し、議長賞の授与を行った。</p>
<p>10月15日～ 18日</p>	<p>文教社会委員会の「令和6年度行政視察」を滋賀県野洲市、兵庫県小野市で実施した。</p> <p>同行政視察では、①くらし支えあい条例関係について、②小中一貫教育について調査を行った。</p>
<p>10月18日</p>	<p>市内ホテルで開催された「令和6年度沖縄都市緑化in宮古島市」の懇親会に出席し、挨拶を述べた。</p>

10月21日	<p>南城市で開催された「令和6年度市議会議員・職員研修会」に出席した。</p> <p>同研修会では、自治体議会研修所代表の高沖秀宣氏による「ポストコロナ時代の議会の役割」及び、(株)ジャパンエンターテイメント取締役副社長による「沖縄の起点を目指す『JUNGLIA OKINAWA』について」の講演が行われた。</p>
10月22日～ 24日	<p>23日、東京都千代田区で開催された「令和6年度防衛省全国情報施設協議会要望会」に出席し、参議院会館においては、議連参議院議員、及び総務省、防衛省に対し、「基地交付金の増額及び地上電波測定等の早期整備更新に関する要望」を行った。</p>
10月29日～ 11月1日	<p>議会運営委員会の「令和6年度行政視察」を東京都調布市・NTT中央研修センター、世田谷区、東村山市で行った。</p> <p>同行政視察では、①議会運営におけるDX化について、②議会ホームページ、委員会の中継について、③議会招集から閉会までの議会運営について、④「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」について、⑤議会報告会について調査を行った。</p>
10月30日～ 11月1日	<p>31日、佐賀県鳥栖市で開催された「第33回全国市議会議長会基地協議会九州・沖縄部会総会」に出席した。</p> <p>同総会では、令和5年度決算、令和6年度予算などの議案が可決された。</p>
11月2日～ 4日	<p>2日～3日、静岡県藤枝市で開催された姉妹都市・友好都市交流会及び藤枝市国際交流会、藤枝市国際友好協会設立40周年記念式典及び藤枝市市制施行70周年記念式典に長崎富夫副議長が参加した。</p>
11月5日～ 7日	<p>6日、都内ホテルで開催された全国市議会議長会「第238回理事会・第118回評議員会合同会議」に出席した。</p> <p>同合同会議では、一般事務報告、各委員会事務報告の後、議案審議が行われ、各部会提出議案「国土強靱化の推進について」外17件及び、会長提出議案「多様な人材の市議会への参加促進に関する決議」外5件が承認された。</p> <p>また、「令和5年度各会計決算認定」、「令和7年度一般会計予算の見通しについて」等の協議がされた。</p>
11月6日	<p>全員協議会室で開催された「台湾屏東県牡丹郷代表团による宮古島市表敬訪問並びに交流協定覚書署名式典」に長崎富夫副議長が出席し、歓迎の挨拶を述べた。</p>
11月7日	<p>市内ホテルで開催された「台湾屏東県牡丹郷代表团との交流会」に長崎富夫副議長が参加した。</p>
11月15日	<p>座喜味一幸市長から令和6年第7回宮古島市議会臨時会(11月)の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。</p>
11月17日	<p>西辺小学校体育館で開催された「西原創立150周年記念式典・祝賀会」に出席し、祝賀会において乾杯の挨拶を行った。</p>

<p>11月18日～ 20日</p>	<p>19日、都内ホテルで開催された「第42回離島振興市町村議会議長全国大会」に出席した。</p> <p>同大会では、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の改正・延長に関する特別要望」を議決したほか、「離島の振興のほか11項目にわたる要望決議」を採択するとともに、実行運動方法について承認された。</p>
<p>11月19日</p>	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日11月22日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し処理することと決した。</p> <p>また、同委員会では、議員定数について協議していくことが確認された。</p> <hr/> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和6年第7回宮古島市議会臨時会（11月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和6年第7回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

11月15日、座喜味一幸市長から令和6年第7回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

11月19日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日11月22日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された各議案については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において栗国恒広君及び狩俣勝成君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日11月22日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月22日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第73号から日程第5、同意案第22号までの計3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和6年第7回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明を申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、報告1件、同意案1件の合計3件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。議案第73号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）。今回の補正は、5億2,246万3,000円の増のほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ459億1,189万7,000円と定めております。

次に、報告についてご説明いたします。報告第14号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年

度宮古島市一般会計補正予算（第5号））。第50回衆議院議員総選挙、第26回最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴う令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出いたします。

最後に、同意案についてご説明いたします。同意案第22号、教育委員会委員の任命について、中尾忠笹委員の任期が令和6年12月4日に満了となるため、その後任を任命するもので、中尾忠笹氏を再任委員として提案をいたします。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより日程第3、議案第73号から日程第5、同意案第22号までの計3件に対する質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎友利光徳君

設計変更理由書のほうの説明を求めたいと思います。ということは、金額は載っているんだけど、その数量の明細、それと岩石とあるんだけど、これ原石かなと思うんだけど、これの処理方法。要するにどのようにして処理をし、現場から持ち出したのかということです。

（「議長、何の、一般会計補正予算か何を言っているのかよく分からない」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

友利光徳議員、ページ数も言ってもらえれば。

◎友利光徳君

議案第73号の設計変更理由書。

それと、し尿処理のプラント電気の、これも同じように詳細が載っていませんよね。ただ、増額が1,900万円と載っているんだけど、その数量とか、どのようにしてこれを工事するのかというのを一応説明を求めます。

それと、同意案の教育委員の任命についてでありますけども、再任されるというのは、それだけの人材ということで一応理解をするんだけど、宮古島市教育委員を任命するに当たって、高潔、潔白、見識、品位、風格というのが問われていると思うんだけど、今回任命をした時期、いつ任命を本人に伝えたのか、そして受託をした時期はいつなのか。今回任命する教育委員に特に要望する点、いわゆる期待する点。中尾忠笹氏は平良地域のご出身だと思うんだけど、今城辺地域は空白地域であります。それに配慮できなかったのか、一応説明を求めます。

◎教育長（大城裕子君）

まず、中尾忠笹委員に最初に打診したのはいつですかということです。教育委員会から継続の意思確認をしたのは7月下旬、詳しくは25日です。その際、了承といたしますか、継続の意思があるということを確認させていただいたのですが、その際市長に提案した後は市長が決められるので、任命されない、すなわち同意案を提出するに至らないこともありますということは申し添えました。

また、城辺地域からなぜ任命しなかったのか、選任しなかったのかということですが、合併して

から19年ということで、現在は宮古島市全体からの人選を考えているところです。各旧市町村、5市町村から1名ずつ選任ということは大変難しい状況にあるかと存じます。宮古島市全体として捉えて、ふさわしい方を提案させていただいているという状況です。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

本臨時会に提案しております補正予算で、し尿等処理施設整備事業費に関しましては、現在進めておりますし尿等処理施設整備工事におきまして、土木建築工事並びにプラント電気工事に変更箇所があり、加えて設計図書等で不明な点等がございましたので、それに関する契約変更のため予算を増額補正する必要が生じたもので提案をさせていただいております。土木建築工事に関しましては、地盤改良工、擁壁工、附帯工事におきまして設計内容を変更したことにより増額の必要がございます。

また、プラント電気工事に関しまして、監視制御設備、付加設備に設計変更が生じ、増額の必要がございます。そのため、今回、土木建築工事並びに電気プラント工事の2つの工事において金額を増額変更するための補正をお願いしているところです。

◎教育長（大城裕子君）

答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

なぜ中尾忠笹委員なのですか、どういう理由ですかというご質問ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」とあります。中尾忠笹委員は、これまで保護者として、また民間企業や地域の団体の一員としての目線や考え方を持って学校教育や社会教育に対するほかの教育委員の意見を尊重しつつ、教育委員会職員の自主性も重んじながら、中立な立場で意見や助言をしてくれました。また、コロナ禍においては、教育長職務代理者として難しい判断を迫られる場面においても適宜、適切に判断、対応してくれました。

中尾忠笹委員には、教育委員としてこれまで宮古島市の教育の充実、発展に大きく寄与していただいております。今後もその知見を本市の教育行政に生かしていただきたいと切に望んでいるところです。

◎友利光徳君

本人が素晴らしい人材ということは私もよく承知をしております。しかしながら、心の気意、心の持ち方や気質、品位、風格、そして心や行いがきれいなことというふうな条件に関連して、昨日の宮古毎日新聞で掲載されたとおり、その記事、写真が入っていたんだけど、これは中尾忠笹氏でよろしいですか、そう理解して。

◎教育長（大城裕子君）

その件に関しましては昨日、本人に連絡をいたしました。今後、積極的な政治活動は控えるようにと伝えたところです。

◎友利光徳君

空白地について、合併してずっと19年間、城辺地域の委員はいました。しかし、大城教育長になってから城辺は空白地域になっております。

選挙管理委員会の委員長にお尋ねしますけれども、教育委員というのは特別職の公務員ですよね。聞こえますか。この10月26日に、今提案されている方は、ある政党の旗を持って衆議院議員選挙の打ち上げ式に

いました。私は2メートルぐらいのところから会いました。これについて選挙管理委員会としてどのように考えていますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

公職選挙法第136条の2において、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止がございます。内容としましては、「国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、その地位を利用して選挙運動をすることができない」ということになっております。今回、教育委員会委員としての地位を利用しての行為だというふうには捉えてございません。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時16分）

再開します。

（再開＝午前10時17分）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

土木建築工事におきましては、地盤改良工一式となっておりますが、建物の部分の地盤の改良を行っておりますので、細かい数量に関しましては、後ほど数量表を提出というか、友利光徳議員にお渡ししたいと思っております。

（「局長、これ全員に渡さんといかんよ」の声あり）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

必要であれば……

（「数量をどれだけあれしたかということは、我々は何を審議してこれ認めるのか。数量を全部示したほうがいいと思うよ」の声あり）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

土木建築工事の地盤改良工、擁壁工、附帯工事に関しましては、数量表を提出したいと思っております。

プラント電気工事に関しましては、LCD監視制御装置の追加、コントロールセンターの追加ということになりまして、これは機器自体を追加しておりますので、それは一式となります。それに関する電気の幹線であったりは細かい数量となりますので、それはまとめて、また後ほど提出したいと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時19分）

再開します。

（再開＝午前10時21分）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

補正予算のし尿処理費、今質疑がありましたけれども、もちろんこれは最初市長が就任されて、市民負

担が2倍になるということ、それをもっと市民負担を減らすということで始まったところであります。それが今、今回の追加補正5,373万2,000円ということでありますが、これは今現状、トータルで幾らの予算ということになっているのかということをお示してください。当初予定していた期間、これに今回の工事によって遅れがあるのかどうか、こちらについてご説明をお願いいたします。

それと、コントロール監視設備ですか、LCDですか、こちらはもともとは2つの施設という考えですね、前処理施設。その2つの施設の中でそれを一括で管理する。別枠なのか、それを別施設であるがゆえに別々で本来は監視しなければいけないと思うんですが、これを1つで監視するということなのか、こちらについてのご説明をお願いいたします。

すみません、ページでいうと20ページになります。3目農業振興費になります。肥料、農薬及び農業資材高騰対策補助金、こちらの説明がないのでこちらの説明と、21ページ、これは2目水産業振興費、こちらの水産振興費補助事業の349万6,000円、こちらの説明も併せてお願いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

補正予算の20ページ、6款農林水産業費の3目農業振興費の18節、肥料、農薬及び農業資材高騰対策補助金の1,831万6,000円の内容です。内訳といたしまして、原油価格の高騰等の影響により、農業の被覆資材であるハウスピーネル、マルチ資材が高騰、高止まりしており、生産農家の経営に影響が生じていることから、園芸農家が購入する被覆資材、これはマルチビニールになります、に対し園芸用農業資材高騰分として1,080万円、葉たばこ生産農家が購入する被覆資材に対し、葉たばこ資材高騰分として751万6,000円を今回の補正予算で計上しております。資材高騰前の令和4年度の価格を基準といたしまして、令和6年度の購入する被覆資材の購入価格との差額を支援することとしております。

続きまして、21ページ、同じく6款農林水産業費の2目水産業振興費の18節、水産振興補助事業349万6,000円の内容です。伊良部漁業協同組合、宮古島漁業協同組合、池間漁業協同組合の3漁業協同組合への製氷施設に係る電気料金の補助として、伊良部漁業協同組合へ175万1,000円、宮古島漁業協同組合に138万円、池間漁業協同組合に36万5,000円の予算を計上しております。3漁業協同組合においては、昨今の電気料金高騰に伴い、製氷事業で赤字が出ていることから、伊良部漁業協同組合が今年の6月から、宮古島漁業協同組合が10月から氷代金の値上げを実施しているところであります。しかしながら、電気料金の高騰の影響により、依然として製氷事業が厳しい状況が続いております。さらなる氷代の値上げは、組合員の漁業経営に影響を及ぼすことから、各漁業協同組合とも財政面に苦慮しておりますので、3漁業協同組合からの市への支援要請を踏まえまして、今回の補正を計上させていただいております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

し尿等処理施設整備工事の事業費総額ですけれども、26億8,668万2,900円となっております。スケジュールということでございますけれども、令和7年3月に施設整備工事全体を完了する予定で、令和7年4月から供用を開始する方向で事業は進めております。

LCD監視制御装置の追加についてのお話でございますけれども、当初計画では浄化センターの中央監視システム内に新し尿処理施設の監視システムを統合する、1つで管理をするという予定でございましたが、1つにした場合、その工事期間中は浄化センターの運転を長期で停止する必要がございました。また、片方が故障してしまった場合、両方の運転に支障を来すというような懸念が出てきましたので、監視制御

システム、LCDを新設する計画にしたところです。

◎前里光健君

すみません、今し尿等処理の施設の話がありましたけれども、こちらは最初からちょっと想定できたような内容だったのではないかなと思ったんですけど、使えなくなるというのは。そこが想定ができていなかったというところが少し分かりづらいんですけども、そこで私の質疑で聞きたかったのは別でつくっているということでしたか、制御はまとめてやっているんですか、2つの施設を。要は統一して、一つのコントロールルームで全てを制御しているという話なのか、今別でつくっているという話なんですか。

それと、すみません、この部分をお答えいただきたいというのと、また今回のシステムの追加で26億8,000万円ぐらいですか、その話もございました。この部分では、もちろん本来であれば場所が移転して、そして何かそういう災害等の懸念もあったというところでもありますけども、その中でし尿等処理施設を囲う外構といいますか、防波堤、そこの災害時の懸念もあったわけですけど、この予算は全体の工事費には入っていないということでしょうか、その確認をお願いします。

市長のほうにお聞きしたいんですが、この26億8,000万円、もともと予定していた予算は相当大幅に増えていますけども、それについての見解を求めたいと思っております。

次に、2目水産業振興費で製氷機の補助ということで電気料の支援ということでありますが、3漁業協同組合のほうからの175万1,000円とか138万円、36万5,000円、この比率、全体の電気代の何%を補助しているということなのか分かりづらいと思いますので、そこを説明いただきたいと思っております。

肥料の被覆資材は園芸と葉たばこということですが、これ令和5年度の算出根拠ということなんですが、それによって何%ぐらいのサポートをされているのか、ここも少し丁寧に説明いただきたいと思っております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

3漁業協同組合への支援ですけども、令和5年度の電気料金を基準としまして、今年度の差額分を算定いたしまして、各漁業協同組合ともその差額分の50%の支援を実施する予定となっております。内訳いたしまして、伊良部漁業協同組合が令和5年度に比しまして令和6年度が1,499万8,000円となって、350万2,000円の差額が生じております。そのうちの50%ということで175万1,000円。宮古島漁業協同組合は、令和5年度の958万7,000円に対して1,234万7,000円、差額にしまして276万円の差額、上昇となっております、そのうちの50%、138万円を補助いたします。池間漁業協同組合は254万円、これが令和5年度でした。令和6年度は325万4,000円ということで、73万円の上昇となっていることから、そのうちの50%、36万5,000円を補助、そして漁業者、氷代のさらなる値上げを抑えていきたいというふうに考えております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

LCD監視制御装置のお話でございますけれども、当初は浄化センターの監視室の中へし尿等処理施設の監視システムも設置する計画でございました。しかし、事前調査では確認できなかった既存の設備や配線が混在をしていた状況もございました。先ほど申し上げましたとおり、本工事施工により下水道処理運転業務に支障を来すおそれ、または片方が故障した際に長期の運転を止める必要があるというようなことがございましたので、下水道処理施設とし尿等処理施設の維持管理を別途分けるようにし、LCD監視制御装置を別途新設することといたしました。

防潮堤の話がございましたけれども、今回、現在工事を行っておりますし尿等処理施設に関しましては、海抜から7メートル上げて整備をしておりますので、今の施設の単体のために防潮堤という計画はしておりませんので、今回の事業費にはそれは含まれておりません。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時34分）

再開します。

（再開＝午前10時34分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

答弁漏れがございました。今回の支援によってどれぐらい農家の支援がカバーできるかということでもございました。園芸農家に関しましては、昨年度の高騰対策事業の実績を基に165戸程度を想定して今回の予算を計上させていただいております。葉たばこ農家につきましては、葉たばこ農家全体の63戸に対しての支援を実施する予定となっております。これは上昇分を支援すると、令和5年度の基準と令和6年度の上昇分について支援を行うということでございます。

◎市長（座喜味一幸君）

し尿等処理施設、大変に職員、しっかりと検討しながら進めて、予定の計画の工程内で供用開始に向けて取り組んでいると思っております。変更の内容、地盤改良そのものというのは、基本的には何点かのボーリングをもって支持力を把握して設計するわけですが、これはしっかりと実施の段階で地盤を確認しながらの工事となりますので、基盤の強化等々の工事費というのは現場を把握しながらの実施、それから擁壁等のすり合わせ等々もこれ現場で実際のすりつけ等々でやること。それから、管理を一元化するというところで、計装盤、監視盤、そういうものを変更、追加することで管理を合理化していくということで、極めて丁寧な事業での進め方で、26億円ということは実質的には妥当な、丁寧な変更で進めていると思っております。

◎前里光健君

市長のほうからの答弁もありましたけれども、今7メートルあるので、そこはし尿等処理施設、前処理施設も含めて大丈夫という話がありました。実際は、もしそういった災害時のときはOD槽、そういったところとの連携があるので、OD槽の部分が防潮堤とかのことを考えると大きく影響を受けると。今言っているし尿等処理施設、前処理施設も含めたところはそれと連動していますので、直結しているということで考えれば、OD槽の周囲の防潮堤というのもやはりやらなければいけない。これは連動しますし、もう近くにありますが、それを考えたときの追加工事が必要になってくると私は思っております。その点に関して、もしお答えができるのであれば、よろしくお願いします。

あと市長にお尋ねしたいのが、市民負担というのが最終的には市長の判断によって、もうかなり大幅に減ったという考えなのか、その点が私は認識としてあるのかということ。いろいろな資料が出てきたとき、最初は8億円ですか、7億円ですか、それが実際には今26億8,000万円という、市民負担がもう相当減ったという表現が正しいのか、その部分の認識をお答えいただきたいと思っております。

また、あと製氷機の電気料の補助金なんですけども、こちらはまた今後そういう要望があれば継続して

いくという考えがあるのか。また、そういった電気料についての値上げに苦慮している団体というのはほかにもいろいろあると思うんですが、要望を受けたのであれば、そういったサポートも今後検討していくということが可能なのかということをお答えいただきたいと思っております。

肥料の被覆のビニール、そういった被覆用のサポート、こちらも重要だと思いますので、今後の状況次第では、また次年度も考えているのか、これは来年の状況はどうか分かりませんが、その部分をお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、漁業協同組合への水産振興補助金についてでございます。今回の支援は、あくまでも漁業者支援と、伊良部漁業協同組合が今年6月から、宮古島漁業協同組合が今年10月から値上げをしておりますので、漁業者は大変厳しい状況に陥っているということで、漁業者支援の観点から今回補助するものでございます。

今後ですが、政府の経済対策として、来年の1月から3月まで電気料金の補助を再開する見通しがマスコミ等でお出しておりますので、状況の推移を見守りながら検討していきたいというふうに考えております。

園芸関係、肥料高騰対策の事業は令和4年度から始まりまして今年度が最後となっております。今後につきましては、この状況がどのように、さらなる高騰があるのか、どういうふうになっていくのかを見極めながら検討していきたいというふうに考えております。

◎市長（座喜味一幸君）

増額したことによって市民負担が今でも減ったと思っているかという内容だと理解しておりますが、伊良部での件と荷川取での都市下水処理との一体化という意味においては、当初の計画でも明らかに市民負担あるいはし尿処理業者の利便性という意味では非常によかったというような答弁をしてきましたけれども、今26億円余というような増額はあるものの、基本的にはし尿処理の合理化ということ、それから伊良部との具体的な金目の比較はまだそれはできませんが、明らかに低コストで維持管理も安いという確信を持って事業を進めております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

防潮堤に関する、災害に関する内容についてお答えさせていただきます。

下水道の浄化センターに関連して防災安全対策関係の事業を現在行っておりまして、その中で浄化センター全体の調査をして、今後の安全対策の計画をどのようにしていくかというような内容の業務がございますので、そこで検討していくという考えでございます。

（「予算の追加は出そうですか」の声あり）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

これはし尿処理に関する予算ではなくて、下水道に関しての予算で既にその業務を行っているところで

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山下 誠君

ちょっと教育委員会にお伺いしたいんですけど、先ほど友利光徳議員の質疑の中で、教育部長、あなた

がおっしゃったのが、中尾忠笹さんが新聞に出たり、のぼりを持ったりという行動をしているということに関しては地位利用に当たらないというふうに答弁したと受け止めたんだけど、まずその確認をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど述べました教育委員会委員として地位を利用したということには当たらないというふうに理解をさせていただきます。

◎山下 誠君

そうすると、先ほど教育長が積極的な政治活動は控えるように本人に伝えたという話をしていましたよね。それとちょっと矛盾しないですか。これ、あなたが言っていることは、そういうことだったら新聞にも載ってもいい、のぼり旗を持ってもいいということにならないですか。そこの整理を教育委員会はしっかりしないといけないと思うんですよね。あなたが言っていることは、完全に白と言っているではないですか、それは。違う、教育長、教えてください。

◎教育長（大城裕子君）

教育委員としての立場ということではなく、本人は宮古島商工会議所の副会頭も務めております。その副会頭としての立場で行った行為だと認識しております。（27頁に発言訂正あり）

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時46分）

再開します。

（再開＝午前10時46分）

◎教育長（大城裕子君）

本人に昨日、確認をいたしました。教育委員としての立場を利用したわけではないということ、そして個人（_____部分は27頁に発言訂正あり）という立場でその場に同席したことなどの説明を受けております。なので、今回は教育委員としての立場を利用した行為だとは捉えておりません。

◎山下 誠君

教育長、人はそう見ないわけ。だから、ちゃんと整理して答えないと、それ中尾忠笹さんだって、それはいいんだと思っちゃうではないですか、市民の皆さんも。だから、彼は教育委員なわけだから、しかも今回同意案で出ている。これしっかり白黒つけないといかんと思う。ただ私はグレーだと思う、これ地位利用については。だから、これはしっかり私らも与党議員でも議論しないといかんですね、この人でいいのかどうかというのは。だから、しっかり聞いているわけですよ。皆さんの言い方を聞いていると、今回の行動はオーケーに聞こえるわけ。あんなに言ったら駄目さ、これは。グレーかもしれないのに、もしかしたら駄目かもしれないのに。だから、そういう変なお墨つきを与えないように、教育委員に任命するんだったらしっかりそういうことはしないでくださいね、グレーに疑われるようなことはしないでくださいねということが大事なわけ。これはしっかり徹底してください。

◎市長（座喜味一幸君）

ちょっと説明を。誤解がないようにしておかないといけないということでもあります。公務員、それから特別職を含めて、特に教育委員会の場合、やはり政治的には中立でなければならないというのも原理、原則でございます、ですからその辺で新聞等で指摘のあった件、これは極めてグレーの部分が含まれているということにおいて、教育長にはぜひそういう誤解がないように、本人の意向も意見も聞きながら対処すべきであるというようなことで、本人からもその辺はしっかりと自重という言葉ですか、というような返事も聞こえておりますから、やはり特に教育委員会においては、公正、公平、中立という立場を、市民からいろんなグレーな指摘を受けてはならないというふうに思っておりますので、その辺はご理解ください。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時49分)

再開します。

(再開＝午前10時50分)

◎上地廣敏君

教育委員の任命同意についての件が議題になっておりますけれども、私が知る限りでは、教育委員に関する法律、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですけど、間違っておれば申し訳ないんですが、その中では、教育委員は例えば4名あるいは5名いる市町村などもあると思っておりますけれども、その総数の中の何人以上は特定の政党に所属してはならないというふうな決まりというか、条文があると思うんですけれども、であれば、それに反してなければ、当該教育委員がその日から当然教育委員として中立、公平であるべきであるというふうに市長は任命をしたということになりますけれども、しかしその教育委員が個人として選挙、いわゆる首長選挙でもいいですし、国の選挙でも、県の選挙でもいいんですけれども、その候補者を支援をする、支持をするというふうな行為まで制限をしていいんですかということなんです。それについては、多分法律の中で特定政党に所属してはならないというふうな規定があると思いますので、その辺調べて、例えば宮古島市の場合、教育委員4名でしたら、4名のうち何名はそれに該当しますと、何名以上政党に所属している委員では駄目ですというふうなことを今ここで、ぴしゃっと調べて答弁をしていただきたいと思います。

◎教育長(大城裕子君)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、「地方公共団体の長は、教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合には、同一の政党に所属する教育長及び委員の数が委員の定数に一を加えた数の二分の一から一を減じた数になるように、当該地方公共団体の議会の同意を得て、教育長又は委員を罷免するものとする」とあります。現在、宮古島市教育委員会の委員に関しましては、それには当たりません。

(何事か声あり)

◎教育長(大城裕子君)

失礼いたしました。宮古島市教育委員会ということです。それには該当しません。

◎上地廣敏君

であれば、宮古島市においては法律には該当しないということになっているということですので、当然教育行政を進める上で、当該教育委員は中立、公平な立場で教育行政を進めていかなければならないと思っておりますけれども、そのほかに先ほど言った自由な選挙活動が、そういった教育委員という肩書があるために制限されるんですかと、それについての見解をお願いいたします。

◎教育長（大城裕子君）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条においてサービスの準用規定が定められておりまして、第11条第6項で「教育長は」とありますが、準用されておりますので、言い換えますと、「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」となっております。

◎上地廣敏君

積極的にという言葉が出たと思っておりますけれども、私が聞きたいのは、例えばその地域の首長選挙あるいはその所在する県の知事選挙とか、そういった選挙の場合において、教育委員という立場であるから選挙運動ができませんというふうな縛りを委員個人にお願いすることは可能ですかということです。

◎教育長（大城裕子君）

「積極的に政治運動をしてはならない」とありますが、この積極的な政治運動の範囲というのが非常に曖昧です。個人として、政治思想、信条にのっとり何かしら活動、運動することをこちらが厳しく禁止することは大変難しいことかと存じます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

ただいまの同意案第22号、教育委員会委員の任命についてですが、ただいまのグレーゾーンについて、要するに積極的な政治活動とどうやって認定するかということ、それがグレーだということなんですけども、今年の令和6年10月10日に文科省から教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）が届いているはずですよ。その徹底はなされたんでしょうか。

◎教育長（大城裕子君）

確認しております。

◎上里 樹君

これは、教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）なんですけども、各教育委員、教育長にも来ています。それで、そのくんだり、公務員プラス「教育委員会の教育長及び委員についても」というくんだりがありますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び公職選挙法において、積極的に政治運動すること及びその地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています」ということが明記されています。以上の趣旨を貴部局及び貴委員会内、所管の学校並びに教職員全体に周知徹底するようにという通知なんですけども、確認しているという、さきの答弁がありましたが、周知はされたんでしょうか。

◎教育長（大城裕子君）

各学校には、教育委員会の校務支援システムを通して全て配信、通知しているところです。委員の皆さま

んに個別に周知をしたかという点、そのような機会は設けておりませんが、教育委員は研修会等にも参加しておりますので、その説明は聞いているものと存じます。

◎上里 樹君

研修等で徹底されていると、私もそう思うんです。いわゆる服務規律はきちんと前提条件があつて、それに抵触しないものが教育委員として任命されていると理解します。

それから、通知の3項目めのその他というところに、「選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為は、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく」、省略しますけども、そういういわゆる厳しい処分の対象になるものだという点で、PDFファイルで違反行為の具体例とか選挙運動の禁止などについて具体的な参考資料があると思いますけども、それに照らしてどうなのか。

◎教育長（大城裕子君）

教職員等の選挙運動の禁止等についてという文部科学省からの通知に、上里樹議員がおっしゃるとおり、教育公務員の違反行為の具体例がPDFで示されております。この資料が今手元にございませんで、明確な答弁ができない状況ではございます。申し訳ありません。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎我如古三雄君

1点、議案第73号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）、22ページの1目土木総務費、14節工事請負費で宮古島市分屯基地等周辺体育館整備助成事業がありますが、アスベスト等が見つかったというふうなこと等で解体工事もかなり延びるというふうな報道もあります。当初予定からどのぐらい、何年延びて、最終的に完成、供用開始を予定しているのか。完成に向けては、多くの市民、各関係団体、首を長くして完成を待ちわびている状況であります。大きいものがあります。そういうことで、最終的には何年度のいつ頃完成、供用開始を予定しているのか、説明をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

当初、令和9年度末に供用開始をすることで計画しておりましたが、今回、外壁等からアスベストの撤去が確認されたことで、4か月から5か月程度追加となることから、全体的にスケジュールが厳しくなりますが、今後工程を見直しながら、各発注の時期を調整しながら当初予算の当初の供用開始に大幅な遅れがないように努めてまいります。

◎我如古三雄君

ですから、完成予定、供用開始はいつ頃の予定になりそうですかというふうなこと。

◎建設部長（川平陽一君）

供用開始につきましては、当初令和9年度末を予定しておりましたが、アスベストが検出されておりますので、アスベスト撤去に4か月、5か月程度かかります。それもかかりますけども、全体的な工程の調整で、当初予定どおり令和9年度末を予定しております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうからも1点だけ質疑したいと思います。

議案第73号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）、8款土木費の中で、先ほど宮古島分屯基地等周辺体育館整備助成事業、これは今回大きく4億円余りの補正がついて、内訳として市債が1億1,170万円、これ当初、内閣府がこの体育館についてはシェルターという感じで宮古島市に建設を求めてきたと思うんです。その予算の中で、今防衛予算で計上されているんですけど、これシェルターを含めた体育館というのは全て防衛予算でという考えですか。要するに国、内閣府の予算というすみ分けはないんですか。その辺ちょっと聞かせてください。

◎建設部長（川平陽一君）

新総合体育館の建設につきましては、防衛省予算を活用します。81億円、当初予算を想定しておりましたが、今回のアスベスト撤去の追加で約85億円程度を予定しております。今後実施設計の中で詳細を詰めていきますので、その中で防衛省予算あるいは内閣府予算ということで今後調整してまいります。

◎栗国恒広君

要するに81億円で計上したところがアスベストの関係で85億円、これかなり大きな工事なんです。今後いろんな物価高騰などもすると、市債というか、要するに公共施設の整備に当たって、金融機関あるいは政府系金融機関ですか、そういったところはやはり資金を調達しなきゃいけないと、要するに市債が増えるということなんです。市の借金が増えるということなんです。

そもそも市長は、この整備に関してはあまり前向きではなかったわけです。ただ、国が今の昨今の状況を見てシェルターつきが必要だよということで、いわゆる国からこれを造ったらどうですかという中でこの事業をスタートしたと思うんです。これ3分の2の補助事業ですけど、これだけの大きな建設費用が見込まれる、そこら辺をもっとしっかり協議していく必要があると思うんです。もちろん必要な施設だと思っけていますけど、これ工事費用は膨れ上がる可能性が大きいんです。これ75%の補助だと書かれているんですけど、これでもやはり解体でも1億1,000万円。今後増額が見込まれると思うので、その辺の対応をどう考えているか、それをちょっとお聞かせください。国とさらに交渉していくのか、3分の2の補助というのをもっと補助率を80%に上げるまで。

◎建設部長（川平陽一君）

現在は、防衛省予算を活用することで調整しております。今後は実施設計を発注する予定をしておりますので、その実施設計の中で詳細を決めて、その中で防衛省予算でいくのか、あるいは内閣府予算でいくのか、この辺は今後調整になると思います。

◎栗国恒広君

私は冒頭言いました、ここはやはり最初は内閣府の予算でこの施設を造ってくださいということだったので、そこら辺の予算折衝もしっかりやってほしいと思います。これ防衛省で3分の2、高率な補助額と思うんですけど、これだけの工事件数になると、やはり市債を起さなきゃいけないって、我々市民の負担になると思うんです。その辺を2つの予算枠もあるんであれば、そこをしっかりと交渉して予算率をもっと80%に上げたり、85%に上げたり、そういう取組してほしいと思います。

環境衛生局長、先ほどし尿処理の件で数量の件があったんですけど、これ地盤改良の数で約2,000万円ぐらいかな、金額はいいや。数量が増えたということで、やはり数量の増について我々にも説明しないと、

金額でこうですよと言われても、我々審議することができないんです。数量増であれば、地盤改良に支持力が出なかったからここで数量が上がりました。話聞くとところによると、地盤改良は、要するに当初1台でやる予定だったが、磁気探査が遅れたので2台に増やしましたと。要するに1台でやる機械が沖縄本島から来るんですよ、もう1台追加して。2台でやっていた、2機で。ですから、そういった説明をきれいにしてほしいんですけど、どうですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今、栗国恒広議員がおっしゃっている内容の話ですが、今回地盤改良工を増額する必要があったのは、当初この建物は底盤が水槽になっておりまして、普通はフーチンを打って、その上に柱を立てるような構造が大方の構造かと思いますが、建物の底盤自体が1メートルずっとコンクリートを打つような水槽の建物になっていますので、その底盤全体で建物を持つような構造になっております。そのため、底盤の下の部分の地盤を改良する必要がございました。その地盤改良のためにセメントミルクを混ぜ込んで地盤を固めるという作業をするために、予定にはなかったというか、ボーリングをした際には検知できなかった大きな岩盤が出てきたので、それを取り除くため、障害物を撤去する作業を行っております。機械が1機の予定が2機に増えたというのは、これはこの2機に増やすために今回増額を行ったというものではございません。大型機械を2機に増やしたのは、これはあくまでも事業者の皆さん、受注者の皆さんが工期を短縮するために行ったことございまして、今回この変更設計に加えているものではございません。

（「議長、建設部長にその内閣府の予算のほうについて
ちょっと見解」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時13分）

再開します。

（再開＝午前11時13分）

◎市長（座喜味一幸君）

実施設計に入ります。基本的にはシェルターの部分、我々は地下駐車場として進めておりました部分、それから上物の部分ということで、シェルターの部分につきましては実施設計を含めていろんな設計基準等々が集まってきますから、実施設計の過程の中で国との調整等々を進めていきます。基本的に私といたしましては、シェルター機能を持つ場合において、先島全体としても地方財政の弱い自治体においてシェルターそのものも金もかかるし、市町村負担をという話になると、大変な財政負担になりますんで、その辺については特段の補助率でというようなことで、方向性としては高率補助でいけるのではないかという方向性ですが、その辺は今後確定していくものと思っておりますから、できるだけ自治体の負担を、できれば100%というようなこともありますんで、その辺はしっかりと取り組んでいきます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ちょっと休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時15分)

再開します。

(再開＝午前11時16分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第3、議案第73号から日程第5、同意案第22号までの計3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第73号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は可決されました。

次に、日程第4、報告第14号、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第5号))に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより報告第14号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第14号は承認されました。

次に、日程第5、同意案第22号、教育委員会委員の任命についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの同意案第22号、教育委員会委員の任命について、不同意の立場から討論いたします。

不同意の理由は、同意案の中尾忠笹氏が教育委員の服務規程と公職選挙法に反すると思料される行為を複数回行っていることです。その第1は、今度の総選挙において、市街地で行われました特定の候補者と特定の政党の打ち上げ式に中尾忠笹氏が特定政党ののぼり旗を持ち、参加したことです。この行為は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び公職選挙法において、積極的に政治運動をすること及びその地位を利用して選挙運動をすることを禁止しており、その規定に反するものであると思料します。

第2に、11月21日に行われました某市長予定候補者の政策発表の場の中尾忠笹氏が同席したことです。この行為は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第6項、同第12条第1項で、教育委員の政治的中立性を確保するため、政党その他の政治団体の役員となったり、積極的に政治活動を行うことが禁止されており、その規定に反するものであると思料します。

以上の服務規程に反すると思料される行為を繰り返し行っており、教育委員にふさわしくないと考えます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎山下 誠君

すみませんが、少し休憩を10分下さい。我が与党議員である上里樹議員も討論されていますが、さすがにちょっと私どもも与党の中で少し話をさせていただいて、採決にいきたいなと思いますので、10分休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時20分）

再開します。

（再開＝午前11時30分）

ほかに討論はありませんか。

◎山下 誠君

今回の同意案第22号、教育委員会委員の任命について賛成の立場で討論させていただきます。同じ与党内でちょっとちぐはぐですが、賛成討論させていただきます。

今回の件、非常にグレーだとは思っていますが、先ほど教育長と教育部長と話をしたところ、中尾忠笹さんともじっくり話をしたということもお伺いしましたので、中尾忠笹さんの人柄そのものには私も大変評価しておりまして、よく知っていますけれども、能力も高いと思います。今後教育委員の仕事をしっかりとしていただくということをやりながら、積極的な政治活動に関しては自重していただきながら頑張してほしいなと思いますので、賛成とさせていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

（「議長」の声あり）

◎池城 健君

私、この同意案に対しては表決できませんので、退席させていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時32分）

（池城 健君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時32分）

◎下地 茜君

私も退席させていただきたいと思います。

少し調べさせていただいて、地方公務員及び教育公務員の服務に関して、身分上の義務というところもあり、政治行為の制限がされているということで、凡例等も見させていただいたんです。

ただ、憲法上の表現の自由、政治活動の自由というのもやはりあると思っていて、何か判断がつきにくいところですので、退席させていただきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時33分）

（下地 茜君、退席）

（休憩中、教育長から答弁の訂正をしたい旨申出があったため、退席中の2議員に着席を求めた）

（池城 健君、下地 茜君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時43分）

◎教育長（大城裕子君）

先ほどの山下誠議員の質疑に対する答弁の中で誤りがございましたので、訂正させていただきます。

中尾忠箒委員が教育委員としてではなく、宮古島商工会議所の副会頭としての立場で参加したという旨の答弁をいたしました。個人の立場での誤りです。おわびして訂正いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

(「何、退席したのに出席している」「議長、整理した
ほうがいいよ」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

ちょっと待って。

(「出ていったのに」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

いや、今の発言でちょっと中に入れてもらわないと困ったから。

これにて討論を終結します。

(「議長」の声あり)

◎池城 健君

退席させていただきます。

◎下地 茜君

理由は述べましたので、退席させていただきます。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前11時45分)

(池城 健君、下地 茜君、退席)

◎議長(平良敏夫君)

再開します。

(再開＝午前11時45分)

これより同意案第22号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(平良敏夫君)

挙手多数であります。

よって、同意案第22号は同意されました。

休憩します。

(休憩＝午前11時45分)

(池城 健君、下地 茜君、着席)

◎議長(平良敏夫君)

再開します。

(再開＝午前11時46分)

(「議長」の声あり)

◎西里芳明君

緊急質問の動議を提出します。

農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）の件で受益者農家による損害賠償請求事件についての緊急質問を行いたいので、動議を提出いたします。

提案理由として、受益者農家による損害賠償請求事件についての第3回口頭弁論裁判が那覇地方裁判所平良支部で来る12月16日に行われる予定であることから、12月定例会の一般質問がちょうどその16日で終了することから、市民の皆様には知らせておきたいということで緊急質問をさせていただきたいと思います。受益者農家の皆さんから引渡しはいつになるのかなどの質問等が相次いでいるため、緊急質問とさせていただきたいと思います。

（「賛成」の声複数あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時48分）

再開します。

（再開＝午前11時48分）

◎西里芳明君

質問者は、私、西里芳明と狩俣勝成議員の2人で質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（「議長、これはほかの人にはできないわけ。これ議運、再開しているんですか」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時48分）

再開します。

（再開＝午前11時48分）

ただいま西里芳明君から西里芳明君、狩俣勝成君、農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）受益者農家による損害賠償請求事件についての緊急質問を許可されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、本動議を急施事件と認め、同意の上、本日の日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに発言を許すかを挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時49分）

再開します。

（再開＝午前11時51分）

お諮りします。本動議を急施事件と認め、同意の上、本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに

発言を許すことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、本動議を急施事件と認め、同意の上、日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことは可決されました。

緊急質問の取扱いに係る協議のため、議会運営委員会を開催しますので、13時30分から再開したいと思います。

休憩します。

(休憩＝午前11時52分)

(休憩中、議長が市長及び緊急質問に関係する部長以外の当局は退席してもよい旨の発言を行った)

(市長及び緊急質問に関係する部長以外の当局退席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後1時30分)

これより追加日程第1、農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）受益者農家による損害賠償請求事件についての緊急質問に入りますが、先ほどの議会運営委員会において決したとおり、質問者は西里芳明君、狩俣勝成君とし、質問の持ち時間は1人30分以内とし、答弁時間は含まないこととします。

また、質問場所は質問席として、質問回数については会議規則第63条の準用規定により3回以内とします。

これより順次質問の発言を許します。

◎西里芳明君

1 問目、第3回の口頭弁論が那覇地方裁判所平良支部でこの12月16日に行われるという予定だそうですが、その裁判について当局はどのような対応をするのかお聞かせください。

2 点目に、工事はいつ完成し、受益者への引渡しはいつになるのか。当初の工期から現在の工期までをお願いします。

次に、沖縄県への報告はどのような対応をしているのかお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、第3回口頭弁論についてでございます。第3回口頭弁論に対する市の対応として、第2回口頭弁論で原告から提出された証拠説明書に対して、関係書類の写しを弁護士に送付し、これまでの事業内容の確認を行っております。これを基に、弁護士が原告の主張に対し、認否、反論等を行う予定となっております。

続きまして、工事はいつ完成し、受益農家への引渡しはいつかということでございます。竹アラ地区圃場整備工事1工区4.6ヘクタールは完了しております。現在は、耕土不足箇所の測量と不足量の算出を終えました。耕土搬入の調整を行っているところでございます。2工区4.5ヘクタールについても工事は完了し

ております。現在は、工事完了後に確認されました排水不良箇所の改善に向けて作業を進めております。3工区0.79ヘクタールについては、令和6年、今年の12月6日までに契約し、令和7年3月末の完了を予定しております。

そして、工事の期間ですけれども、令和2年に国から事業採択しておりまして、令和3年度から工事に着手しております。3工区が令和7年3月末の完了となりますので、その期間となります。

沖縄県への対応についてですけれども、裁判についての対応でしょうか。これでよろしいですか。

(「応急対策はしていますか」の声あり)

◎農林水産部長（石川博幸君）

応急対策、まず毎年度、指令通知により確定した補助金の執行後、実績報告を作成し、県に報告しております。

◎西里芳明君

農林水産部長、私は第1番目の質問では受益農家に対する思いやりがあるような裁判になるのかという話をしたいと思っています。それなのに、事業内容がどうのこうのと、そういう話をしても、これ当初からもう5年もたっているんですよ。受益者農家の皆さんは何も農作物も作れない、相当もう参っていると思う。だから、こういった作文も書いてきて、ぜひ市議会で質問してくれんかというからやっているわけです。その辺のところを市が守るべき市民のために裁判が行われているのに、何でそういう発言になるのかなという思いがします。それに対してお答えください。

工事完了は来年の3月31日には完了すると、これ違うと思うんです。かんがい排水事業もまだ入っていないですね。水兼農道も舗装されていません。その辺も何かうやむやにして、0.7ヘクタールが何だかんだとか言うんだけど、それはやはり誠意を持ってやってもらわんと困ると思います。

3番目の沖縄県への報告はどうなっているかということもなかなか不透明で読みにくい。要するには、私らから見たら、受益者から見たら、県に対しても補助金申請の際にはうそをついているような報告にしか私には聞こえないです。その辺もお答えください。1番目のことに関しては市長、受益者に対してどういうふうな心を持っているかということも答弁していただきたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

そもそも土地改良事業が申請事業で、それなりの法手続をもらって農家の基本的な同意をもって事業を進めるわけです。そういう意味では、もっとも地元の土地改良推進委員、換地委員とそこ常綿密に話し合いをしていくということが大事であります。今遅れた分に関してもしっかりと耕土の確保、それから地力増進に役立つようなヒマワリ等の植付け等々をもって、できるだけ作付が速やかにというか、予定どおり進められるように今鋭意努力をしております。もちろん、地形条件の悪い、非常に厳しい場所ではあったんですが、その辺は設計から施工、そして農家との丁寧な話し合い、それがあれば、もちろんこういうこともなかったのかなという思いは持っております。できるだけ農家が事業完了後に喜んでもらえるようなきめ細やかな対応をしていきます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私からは、事業の工期についてかんがい排水事業が抜けているのではないかとということでございます。令和7年度からかんがい排水施設工事を着工する予定でございます。かんがい排水施設工事が終わるのが

令和8年度末というふうに予定をしております。沖縄県への報告についてですけども、毎事業年度、それぞれ事業開始前に実施計画、ヒアリング等が行われておりますので、その際に県との調整を行いまして、適切に対応しているというふうに考えております。

◎西里芳明君

市長、丁寧な話し合いとかそういう話ではないと思うのです。市民を守るべき市長が、どうやってこんな一つの10ヘクタールの圃場整備を5年もかけて、でも令和7年度にかんがい排水事業を発注して令和8年度には終わると。計7年です。これ受益農家の皆さん、この間何をされるんですか。かんがい排水事業の前に、では農作物を植え付けて、またかんがい排水事業をやりますから、ここに穴を掘りますよと、それではちょっと、だから何で市民の気持ちになってやらんかという話なんですよ、これは市長。

農林水産部長、令和7年度にやって令和8年度までに完了すると。これ1年またかかるんです。今、令和6年です。7年間で完成して、はい、水兼農道もまた舗装しなきゃならん、かさ上げ工事もしなきゃならん。そんなことでは、これ今から基盤整備事業を導入できるような状況にありますか。この状況を見て、そこにいる市議会の皆さん、全員、どういう気持ちでいるんですか。そのことも答弁、市長も農家に対する正直な気持ちを伝えてください。

◎市長（座喜味一幸君）

いろいろと予算の確保から事業の調整等々を現場ではやっているものとは思っておりますけれども、結果として、今おっしゃった事業の面と畑地かんがい事業の話とか、事前にしっかりと話し合いをしながら、具体的に工程等を調整しながらしていくというようなこと、そういうもの、きめ細やかな仕事の仕方というのは大変大事。地域によっても違うんですけども、やはり行政と地域の土地改良推進委員、換地委員ががっちり連携している地区は非常に事業の完了後も問題がないようなことが、実績を私も経験しております。そういう意味では、最終的にはできるだけ営農を速やかにできること、それから事業完了後に、ああ、やはり基盤整備は必要だったねというような、増収、増益というような希望の持てる営農ができるような状況というものを支援していく、サポートしていく、これは大変重要だと思っております。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時45分）

再開します。

（再開＝午後1時45分）

◎市長（座喜味一幸君）

ですから、第一義的には事業を速やかに地元と調整しながら進めていく、換地委員もしっかりと納得いけるような早めの調整をしていくということが最もまず大事。そういう意味において、私もちょっと地元の人と話し合ってみたいとは思っておりますので、西里芳明議員おっしゃる農家の気持ちになった事業、そして今回の反省も踏まえて、しっかりと対応していくというようなことを心がけていきますし、地元とも丁寧に何が不足なのか、何を行政に求めるか、しっかりと話し合ってみたいと思っております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

土地改良事業、かんがい排水事業も含めまして、作業効率化、生産性の向上、そして所得アップにつなげていくということでございますので、やはり一日も早く施工事業を完了して、農家のために生産性向上を図り、そして営農支援等を行いまして、やってよかったと言われるように取り組んでいきたいと思いません。

(「議長、休憩してください」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後1時47分)

再開します。

(再開＝午後1時47分)

これで西里芳明君の緊急質問は終了しました。

◎狩俣勝成君

私からも2点ほど質問したいと思います。

先ほど西里芳明議員が言っていましたように、この件に関しては同僚の砂川和也議員、また上地廣敏議員も、これ何年も、私も議員になってから本当に何回この質問を聞いたか分からないくらいやっております。その中で、一般質問とか答弁の確認もしながら質問していきたいと思えます。

まず、市は県へ補助金の申請を行う場合は、5月頃に行って6月中旬頃に交付決定を受けて工事を行うものと認識しております。そして、また工事終了後、沖縄県へ実績報告を行い、県から事業費の確定通知を受けて完了となると承知をしているところでございます。

そこでお伺いしますけれども、9月定例会に上地廣敏議員の質問の中で、1工区に耕土深が規定に満たない農地があるというふうな答弁がありました。これに関して、先ほど西里芳明議員の工事はいつ完了しているかという話でありましたけれども、1工区、2工区ともにもう完了していると。1工区におきましては、耕土の搬入等を今計画しているという話でありましたけれども、1工区完了しているということなんですけれども、これはもう県に工事完了の報告、要するに検査調書は提出しているのかどうか、その辺の答弁をお願いします。

もう1問は、1工区、2工区完了して、これも9月定例会、新たに3工区として0.38ヘクタールですか、これ編入されたと聞いております。この事業採択時には、受益面積10ヘクタール、総事業費5億4,200万円だったと思えますけれども、県から承認を受けた受益面積はトータルで何ヘクタールか。それと、事業費の最終的な額はいかほどか、この2問に対して答弁をお願いします。

◎農林水産部長(石川博幸君)

まず、1問目の県への検査調書等の送付でございます。毎年度、工事が終わりましたら年度末実績報告を行います。それに関係書類を添付して県に送付しております。そして、採択時の受益面積についてでございます。令和5年度に沖縄県と残事業費調整を行いまして、令和6年度から受益面積は当初の10ヘクタールから10.8ヘクタールとなっております。0.8ヘクタールの増加については、先ほど言った0.38ヘクタールの編入とか実施設計や工事を進めていく中で、道路の整形化、設置位置の変更等による受益面積の増加と先ほどの地区編入による受益面積の増加となります。

(「金額」の声あり)

◎農林水産部長(石川博幸君)

失礼しました。金額は、当初総事業費が5億4,200万円でしたが、令和5年度に沖縄県と残事業費調整を行いまして、令和6年度から総事業費6億3,145万円となっております。畑地かんがい事業もありますので、最終的な額については今後も沖縄県と調整を行っていきます。

◎狩俣勝成君

再質問をしていきたいと思えます。

1番目の県への工事完了報告なんですけれども、検査調書にいろいろ調査を記載して報告したとありますけれども、私が言っているのは耕土深が60センチに満たない部分があったと聞いております。これはこれでもう完了として、耕土の深さとかそういったのも正直に足りないという話で出したのか、その辺を再度お願いします。

あと令和6年度に10.8ヘクタールになった。10.8ヘクタールの中には、この0.38ヘクタールが入っているということでございます。先ほど1工区は4.6ヘクタール、2工区が4.5ヘクタール、3工区で0.38ヘクタールなんですけれども、これトータル合わせても9.1ヘクタールですよね。何で10.8ヘクタールになったのか、その辺をお願いします。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後1時54分)

再開します。

(再開＝午後1時55分)

◎農林水産部長(石川博幸君)

耕土深についてちょっと説明させていただきます。

現状を把握するため除草作業を行っておりまして、10月末に農家立会いの下に測量による1工区の計画高の確認作業を行いました。現況の高さを確認した結果、1工区58地点を確認いたしました。そのうち9地点において10センチ以上の耕土不足が確認されております。9月定例会においては、概算で2,600立米の不足というふうに答弁しておりましたが、今回の測量結果を基に不足している土量を算出しましたところ、約600立米となっております。今回の耕土不足の要因について、除草作業とか除草の際に使用した重機の自然転圧とか、耕土の締め方は土羽で施工しておりましたので、大雨による赤土の流出等があったものと考えております。県のほうには毎年度検査を受けておりまして、その完了検査を下に実績報告を行っております。

(「議長、答弁漏れ。2問目の10.8ヘクタールが抜けています」の声あり)

◎農林水産部長(石川博幸君)

現在まだ除外地のほうがこれの中に含まれております。除外地については、最後のほうでここから面積から抜くという作業になります。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、私はこの工事完了という意味がちょっと分からなくて、耕土深も足りない、土が流出する。普通工事完了といったら、流出防止も含めて耕土深もちゃんと60センチ以上保って終わるのが工事完了だと思うんです。これを何で工事完了って言えるのかなと思って、しかも終わった後に、10月に58地点確認したところ、そのうち9地点で10センチ以上の足りないというのが判明した。そこで、また9月定例会で言っていましたけども、一般財源で土を搬入してやるという話もありました。そのとき、また上地廣敏議員が農家負担はありませんという話で、確かに一般財源ですので農家負担はありません。でも、市民負担がありますよね、これは、一般財源の原資というのは本当に市民が税金を納めた、それでやっていますので、そういったものをもうちょっと丁寧に説明していただいて、この工事完了というのが私はちょっと理解できなくて、完了しているのに、何で次々とかうやって追加工事ではないんですけど、どういったものやっっていくのかなというのがちょっと不思議でたまりません。

その辺も今後、本当に令和8年度末にはかん水事業も終わって、もう農家が自由に使えるのかなと思っていますけども、私も農家の息子でありますので、農家というのはサトウキビに関しては春植え、株出しに関しては収穫時期をもってお金が入ってくる。夏植えは1年半後に入ってくる、そういった計画を持って農家の皆さんはやっていると思うんです。ですから、もう本当に入ってくるお金が入ってこない、どうやって食っていくんだ、そういったのが聞こえてきますので、ぜひその辺も重く受け止めてほしいなと思っています。そういう意味で、工事完了について本当にどこまでが完了なのか、どういう見解を持っているのか。

それと、2番目の再質問の中で、県から承認の決定は0.38ヘクタールが編入されたものがいつ承認されたのか、できれば通知書をもって示してもらいたいということですけども、いかがでしょうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

沖縄県からの承認についてでございます。事業採択ですけども、令和2年3月30日付で沖縄県知事宛てに内閣府沖縄総合事務局から事業採択通知が通知されております。そして、令和2年度に実施設計を行い、令和3年度から工事着手をしております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時00分）

再開します。

（再開＝午後2時01分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

通知については、後ほど提出したいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

3回目です。

◎狩俣勝成君

これで終わりますけども、本当に農家のことを市長をはじめ、本当に考えて、こういったのを聞くと、

やはり県営、団体営、どっちがいいかなと思って、やはり県営のほうがスムーズにしているのかなと思っていますので、団体営の市もまた見習って、ちゃんとやっていていただきたいなと思っています。

以上で私の質問を終わります。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣勝成君の緊急質問は終了しました。

これをもって追加日程第1、農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）受益者農家による損害賠償請求事件についての緊急質問は終了します。

（「議長」の声あり）

◎上地廣敏君

今の竹アラ地区の基盤整備事業に関する件について、改めて動議を提出したいと思います。

（「賛成」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時02分）

再開します。

（再開＝午後2時03分）

賛成の声がないですけど。

（「賛成って言った」「2人以上なきゃ駄目ってよ」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

上地廣敏君、あと1度言ってもらえますか。緊急動議の。

◎上地廣敏君

先ほどの西里芳明議員が提出した動議、いわゆる下地の竹アラ地区に関する……

（議員の声あり）

◎上地廣敏君

やかましい。竹アラ地区に関する基盤整備事業についての件について動議を提出いたします。

（「賛成」「議長、同じ案件を2回やっていいんですか」「それは議運でできるという……」「動議は1回やったら終わりですよ」「誰が決めたの」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

賛成の声が1人しかいないんですけど。

（「賛成の動議もない」「賛成」「賛成2人いるよ」「いや、聞こえなかった」「賛成」「2度提案なんてあり得ない」「整理をして、これ……」「いや、議運でもできるということを知ったので、それで言っているはずなんですよね」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

基本的に賛成の方が2人……

（「動議を2度提案できるんですか」「議運でね」「議運は……」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

栗国恒広君、動議を発したら賛成という方が2人いないと、それが。

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時05分）

再開します。

（再開＝午後2時14分）

ただいま上地廣敏君から農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）受益者農家による損害賠償請求事件についての緊急質問を許可されたいとの動議が提出され……

（「おかしな話だよ」「同じ案件で2度動議を出すんですか」「おかしいよ、進め方が。やり方がおかしい」「あり得ない」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

動議が提出され……

（「おかしいよ、進め方が」「進行」「あり得ない」「そんなやり方しちゃ駄目って、議長」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時15分）

（休憩中、長崎富夫君、友利光徳君から退席する旨の申出があった）

（長崎富夫君、友利光徳君、退席）

（同じく休憩中、議長が動議の賛成者について確認を行うため、しばらくの間休憩することとなった）

（長崎富夫君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後3時05分）

ただいま上地廣敏君から農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）受益者農家による損害賠償請求事件についての緊急質問を許可されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がいませんでしたので、動議は不成立しました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和6年第7回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午後3時07分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和6年11月22日

宮古島市議会

議長 平良敏夫

議員 栗国恒広

〃 狩俣勝成